

規則細則

第1項 加盟について

1. 本連盟への加盟資格は、本県内に在住、在学する者、及び県内に所在するゴルフ場の会員によって構成された団体でなければ加盟することは出来ない。
2. 加盟料は、毎年総会終了後、所定の用紙に必要事項を記載し納付することとする。
但し個人加盟(ゴルフ愛好者)については、競技会出場申し込み時における加盟を認めるものとする。
3. 加盟料は次のとおりとする。

(1)市町村ゴルフ団体	年額	市／40,000円	町／30,000円	村／20,000円
(2)ゴルフ愛好団体	年額	20,000円		
(3)ゴルフ愛好者(個人)	年額	5,000円		
(4)学校ゴルフ部高校	年額	5,000円		
(5)学校ゴルフ部大学	年額	10,000円		
(6)ゴルフ・クラブ	年額	20,000円		

第2項 役員の選出

本連盟規則第4章の役員の選出については次の基準によるものとする。

1. 理事

- | | |
|----------------|------|
| (1)市町村ゴルフ団体各団体 | 1人 |
| (2)ゴルフ愛好団体 | 2人以内 |
| (3)学校ゴルフ部 | 2人以内 |
| (4)ゴルフ・クラブ | 2人以内 |
| (5)学識経験者 | 2人以内 |
| (6)ゴルフ練習場連盟 | 2人以内 |

2. 評議員

各加盟団体は次の基準に基づき評議員を選出し理事会に報告し、理事会はこれを承認する。

選出された評議員が理事に選任された場合には、その選出加盟団体は新たに他の者を選出し補充するものとする。

- (1)加盟団体各1名
- (2)学識経験者若干名

第3項 専門委員会

1. 本連盟規則第22条による専門委員会は、次に定めるところにより理事会の承認を得て設置するものとする。

- (1)総務・財務委員会
- (2)競技運営委員会
- (3)茨城県体育協会折衝部
- (4)国体選手強化委員会
- (5)競技研修部会
- (6)ジュニア育成委員会

2. 各専門委員会の主な業務は次の通りとする

(1)総務・財務委員会

- ①文書の收受、発信、整理、保管
- ②公印及び備品等の保管
- ③役員名簿、加盟団体名簿、登録関係の書類の保管及び手続き事務
- ④規則等の制訂改廃
- ⑤理事会、評議員会等の会議
- ⑥予算の編成及び決算の報告
- ⑦収入、支出の経理事務
- ⑧他の委員会に属さないこと
- ⑨ゴルフ教室の開催と運営
- ⑩指導者の派遣
- ⑪ゴルフの普及啓蒙
- ⑫広報誌の発行、報道
- ⑬自己財源の確保
- ⑭協賛企業等への協力要請
- ⑮事業による資金の拡大

(2)競技運営委員会

- ①事業計画及び事業報告
- ②各種競技会の立案、開催、運営
- ③競技規則及び競技マナーの指導
- ④競技技術の調査、研究並びに指導
- ⑤講習会、研修会等の開催運営

(3)茨城県体育協会折衝部会

県体育協会との打合せ会議等

(4)国体選手強化委員会

国体選手選考及び国体選手の強化

(5)競技研修部会

- ①競技力の向上
- ②指導者の養成及び資格認定

(6)ジュニア育成委員会

3. 専門委員会の組織と運営

専門委員会の委員は本連盟の理事及び評議員によって構成し特別の事情がある場合は、前記以外の者を会長の推薦により、委員とすることができる。

- (1)各専門委員会に委員長1名、副委員長若干名をおき、委員長は理事をもって充てるものとする。
- (2)委員会は、会長の承認を得て委員長が召集し委員会を運営する。
- (3)委員会の決定事項は、常任理事会、理事会に報告するものとする。

本細則は平成25年2月1日から施行する。